



I. 欧州における AI 規則案と個人データの保護
II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2021年
5月21日号

I. 欧州における AI 規則案と個人データの保護

執筆者: 菅 悠人、福島 惇央

1. はじめに

欧州委員会は、2021年4月21日付けで、AIに関するEU規則の案文(Draft AI Regulation、以下「AI規則案」という)を公表した¹。

AI規則案は、AIの開発及び利用が適切な態様で行われるように包括的なルールを定めようとするものであり、法的拘束力のあるAI規制法令の案文としては世界でも初めて公表されたものの一つだと思われる。AI規則案は、その名のとおり、昨今のAI技術の加速度的な進歩と、そのことが社会生活に及ぼす多大な影響に鑑みて、AI全般について規制を及ぼそうとするものであるため、必ずしも個人データに関する事項のみを規制対象とするものではない。しかしながら、AI技術を利用するサービスが多くの場合に個人データも活用していること、また、AI技術と個人データの利用が組み合わせられた場合、利用方法を誤れば個人の権利や自由に対する負の影響は相乗的に大きくなる恐れがあることに鑑みると、個人データの利用とAI技術とは互いに密接な関連性を有しているといえる。そのような事情もあってか、AI規則案は、規制の手法においては多くの面でGDPRを踏襲した規制を定めている。AI規則案の概要については、[当事務所のヨーロッパニュースレター2021年5月14日号](#)も参照されたい。

2. AI規則案の概要

以下では、AI規則案の内容を概略的に紹介する。

(1) 規制対象となるAI

AI規則案では、AI全般を網羅的に本規則案の対象として捕捉する観点から、対象となるAI(正確には、「artificial intelligence system」という用語)について、以下の①～③のいずれかの技術の一つ以上使用しながら、人が定めた一定の目的のためにコンテンツ・予測・提案・決定等のアウトプットを生成するソフトウェアと定義している。

¹ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/proposal-regulation-laying-down-harmonised-rules-artificial-intelligence-artificial-intelligence>

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

- ① 機械学習
- ② 論理ベース又は知識ベースアプローチ²
- ③ 統計的手法

(2) 義務の主体としての提供者と利用者

AI 規則案では、規制上の義務を負う主体として、AI の提供者(provider)と利用者(user)という二つの概念を導入している³。

このうち、提供者というのは、自然人、法人、公的主体のいずれであるかを問わず、AI を開発し、市場へ提供する者を念頭に置いたものであり、AI 規則案における一次的な義務の主体となることが想定されている(AI 規則案 3 条 2 号)。

他方で、利用者は、提供者が開発して市場へ提供した AI を(文字どおり)利用する者のことである。利用者も、自然人、法人、公的主体のいずれも含み得る概念である。他方で、ある者が個人的で非職業的な活動のために AI を利用する場合には、利用者には該当しない(AI 規則案 3 条 4 号)。利用者も、AI 規則案上一定の義務を負うものの、義務の主体としては二次的な位置づけとなっている。

あくまで一般論ではあるものの、提供者には IT 関連企業が該当するケースが多くなり、他の多くの企業(特に大企業)にとっては、自らは利用者に該当し、自社のベンダーが提供者に該当するという場面が多くなるものと予想される。この点は、GDPR においては、多くの場合には自社が一次的な義務の担い手である管理者(controller)となり、処理者(processor)に該当するのは自社のベンダーとなることと対照的であるものの、AI の適切な開発及び利用という AI 規則案の趣旨に照らせば肯ける仕組みであるとも考えられる。

(3) 適用範囲

AI 規則案は、以下の三つの場合に適用があることが定められている(AI 規則案 3 条 1 項)。一定の場合には EEA 域外の提供者又は利用者に対しても域外適用があり得ることを定めている点は GDPR のアプローチと類似する部分があるといえる。

- ① EEA 域内において AI を上市し又は稼働させる提供者(EEA 域内、域外のいずれに拠点を有する提供者であるかを問わない)
- ② EEA 域内に所在する利用者
- ③ AI が生成するアウトプットが EEA 域内で利用される場合における、EEA 域外に所在する当該 AI に係る提供者及び利用者

なお、軍事目的のみにより開発又は利用される AI については、EU 法上は別の枠組みの規律対象となることから、AI 規則案の適用範囲外となる(AI 規則案 2 条 3 項)。

(4) 規制の概要

AI 規則案は、AI を、禁止される AI、ハイリスク AI に分類した上で、前者については利用等を禁止し、後者については様々な規制を設けた上で利用等を許容する規制を定めている。そのほか、一定のカテゴリーの AI については、提供者及び利用者に対して情報提供義務等の義務を課すことも定められている。

ア 禁止される AI

AI 規則案の下では、社会への悪影響が特に大きいと考えられる以下の種類の AI についてはその利用等が禁止される。

- ① 個人が自ら又は他人に対して物理的又は精神的な危害を与えるような方向へ人の行動を変容させるためにサブミナル技術を使用する AI
- ② 個人が自ら又は他人に対して物理的又は精神的な危害を与えるような方向へ人の行動を変容させるために年齢又は身体

² 知識表現や帰納プログラミング、知識ベース、推論エンジン等が例として挙げられている。

³ 提供者と利用者の他に、AI 規則案では輸入者(importer)や販売店(distributor)といった義務主体も設定されているが、紙幅の関係上省略する。

- 的・精神的障害に起因する特定の個人集団の脆弱性を悪用する AI
- ③ 社会的行動又は人確定特性に基づく自然人の信頼性に係る評価又は分類を通じた社会的スコアリングを伴う AI であって、公的機関が使用し、一部の自然人又はその自然人の属するグループ全体に不利益な取扱いにつながるもの
 - ④ 法執行を目的として公共空間において使用されるリアルタイムでの遠隔生体認証⁴(但し、例外的に許容される場合がある)

イ ハイリスク AI

AI 規則案は、一定の種類の AI をハイリスク AI に分類し、その利用等について様々な規制を設けている。ハイリスク AI に分類される AI は多岐にわたるものの、重要なものとしては以下のようなものが挙げられる。

- ① EU 法上の安全性審査又は第三者による適合制審査を受ける製品自体又はその安全性確保等の目的で使用される AI
- ② 遠隔生体認証(リアルタイムか事後的な手法によるかを問わない)
- ③ 道路交通、水・ガス・電気の供給等の重要インフラの管理運営の安全性確保のために用いられる AI
- ④ 教育及び職業訓練に用いられる AI であって、成績評価や合否判定に用いられるもの
- ⑤ 雇用、労働者管理及び自営業者に関して用いられる AI であって、採否・昇進・契約関係の終了等の決定のために用いられるもの
- ⑥ 重要な民間のサービス及び公共サービスへのアクセス及び利用に関する AI であって、かかるサービスの受給資格等の審査、信用スコアや与信評価、及び消防・医療等の緊急対応の判断等のために用いられるもの
- ⑦ 法執行機関が用いる AI であって、個人の犯罪若しくは再犯のリスク評価・ポリグラフ検査等の個人の心理的状態の探知・個人のプロファイリング等のために用いられるもの
- ⑧ 移民、難民及び国境の管理のために用いられる一定の種類の AI
- ⑨ 事実及び法令の調査及び解釈並びに事実への法令の適用のために司法機関を補助する目的で利用される AI

ハイリスク AI に関しては、(i)リスク管理システムの設置と維持(AI 規則案 9 条)、(ii)訓練データ、評価データ及びテストデータに係る正確性や公平性の確保(AI 規則案 10 条)、(iii)AI 規則案の規制内容を遵守していることを技術面から示した文書の作成(AI 規則案 11 条)、(iv)AI の動作に係るトレーサビリティを確保するための自動ログ作成・記録機能の追加(AI 規則案 12 条)、(v)利用者が AI システムを適切に使用するための指示書の作成等(AI 規則案 13 条)、(vi)自然人の健康、安全、基本的権利へのリスクを最小化するための人間による AI の監視・監督可能性の確保(AI 規則案 14 条)、(vii)正確性、安定性及びサイバーセキュリティの確保(AI 規則案 15 条)、などが義務付けられる。

また、EEA 域外の提供者が EEA 域内でハイリスク AI を利用可能にしようとする場合であって、EEA 域内に輸入者が特定できない場合には、かかる提供者は EEA 域内に所在する者から書面により代理人(authorized representative)を選任しなければならない。代理人は、EEA 域内の各国から求められたときに提出できるように AI に係る技術的書面等を保管し、当局から要請があった場合には AI が法令を遵守していることを証明するための情報及び資料等を提出するといった役割を担うことが想定されている(AI 規則案 25 条)。EEA 域内に代理人の設置を求め、規制遵守の実効性を高めるといった規制手法は GDPR を踏襲しているものと考えられる。

ウ 利用等にあって情報提供等の義務が課される AI

禁止される AI 及びハイリスク AI の他に、自然人との間で相互にやり取りが生じる AI については、やり取りを行う自然人が AI とやり取りを行っていることがわかるように設計・開発されなければならないという規律も設けられている(AI 規則案 52 条 1 項)。典型的には、チャットボットのような形態で自然人に提供される AI が適用対象として想定される。また、実在する人や物等と酷似する画像、音声又は動画コンテンツを生成する AI(日本においても近時間監視されているディープフェイク)を利用する場合には、利用者は当該コンテンツが人工のものであることを開示しなければならない(AI 規則案 52 条 3 項)。但し、後者については、法令で許容される場合及び芸術、科学的利用及び表現の自由のために必要な場合であれば、開示は不要となる。

⁴ 遠隔生体認証とは、生体データを比較することで、遠隔地からでも自然人を特定するために用いられる AI と定義され(AI 規則案 3 条 36 号)、典型的には顔認証を利用して個人を特定するシステムが挙げられるとされる。

エ その他の AI

上記ア～ウのいずれにも該当しないその他の AI は社会への影響は大きくない AI として分類され、AI 規則案では規制の対象外とされている。ゲームやスパムフィルター目的等の AI の大多数は規制の対象外になると考えられている。但し、AI 規則案は、規制の対象外の AI であっても、ハイリスク AI に適用される規制を自主的に適用することを定める行動規範の策定メカニズムを採用しており、長期的には規制対象外の AI に対しても広く行動規範が適用されることを目指していることが窺われる。

(5) 制裁金

AI 規則案は、制裁金については GDPR のアプローチを踏襲しており、違反類型に応じて、①1,000 万ユーロと全世界における前会計年度の年間売上高の 2%のいずれか高い方、又は②2,000 万ユーロと全世界における前会計年度の年間売上高の 4%のいずれか高い方、を上限とする制裁金が設定されている。さらに、より厳しい類型として、③禁止される AI を開発・利用した場合などには、3,000 万ユーロと全世界における前会計年度の年間売上高の 6%のいずれか高い方を上限とする制裁金が課されるという類型も加えられている。

3. AI 規則案と個人データ保護との関係

GDPR は、AI 規則案とは異なり、個人データの処理に関する規制のための EU 規則であり、AI を網羅的に規制対象とするものではない。しかしながら、GDPR の立法時には個人データの処理が大規模な態様で行われる事態が既に想定されていたことから、GDPR には AI の利用を想定した条項が複数含まれている。

例えば、GDPR に出てくるプロファイリングや自動化された意思決定といった概念は、大規模な個人データを AI のようなソフトウェアを用いて処理する場面を典型的に想定したものである。前者のプロファイリングは、自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の個人データの自動的な処理と定義されている(GDPR4 条 4 号)。プロファイリングは、特定の個人に関するデータを処理することにより当該個人の嗜好、行動、態度等を分析・予測する行動全般を含むと解されること、そのような分析や予測は多岐にわたる大量のデータを処理せずに達成されるものではないため、AI の利用と結びつくことが多い概念である。また、後者の自動化された意思決定(GDPR22 条 1 項)は、プロファイリングのうち、法的効果を発生させるなどデータ主体に対して重大な影響を及ぼすものを指すと考えればよく、典型的には、ソフトウェアのみを用いた従業員の採否・昇進・賞与等の決定がこれに該当すると解されている。

GDPR は、プロファイリングや自動化された意思決定等の個人データ処理は、公正かつ透明性のある態様で行われなければならないと定めている(GDPR5 条 1 項 a 号)。また、かかる処理の対象となる個人データは、正確であり、最新の状態に維持されなければならない(GDPR5 条 1 項 d 号)。加えて、データ主体は、一部の例外を除いて自動化された意思決定の対象とされない権利を有し(GDPR22 条 1 項)、管理者が自動化された意思決定を用いる場合には管理者側において人間の関与が確保されていなければならない(GDPR22 条 3 項)。このように、特に自動化された意思決定に関して見れば、GDPR に定められた①公正な扱いをする義務、②データの正確性・最新性、及び③データ主体がその対象とされない権利は、いずれも上記 2(4)イでみた AI 規則案におけるハイリスク AI に関する(ii)訓練データ、評価データ及びテストデータに係る正確性や公平性の確保(AI 規則案 10 条)、(vi)自然人の健康、安全、基本的権利へのリスクを最小化するための人間による AI の監視・監督可能性の確保(AI 規則案 14 条)、(vii)正確性、安定性及びサイバーセキュリティの確保(AI 規則案 15 条)等と重複するものである。すなわち、AI 規則案の重要な部分は、実は GDPR の自動化された意思決定に関する規制に由来するものであり、かかる GDPR 上の規制を AI 全般にあてはめられるように発展させたものであると見ることもできる。

なお、GDPR と AI 規則案は、重複する部分が多いとしても、前者が個人データの処理を規制対象としているのに対し、後者は AI を規制対象とすることから、それぞれ別個の規制となることには留意する必要がある。例えば、ある AI(例えばオンラインゲーム等)が仮に AI 規則案上の規制対象とはならない場合であっても、当該 AI が個人データの処理を行う場合には、GDPR への対応は別途必要となるし、そのような場合にはデータ保護影響評価(DPIA)の実施が必要となる場面も多くなると考えられる。逆に、AI 規則案上は禁止された AI 又はハイリスク AI に該当する場合であっても、当該 AI の利用において個人データを一切処理しない場合には、GDPR への対応は不要ということになると考えられる(もともと、禁止された AI やハイリスク AI は、人への悪影響が大きいからこそ禁止又はハイリスクという分類になることに鑑みると、これらの種類の AI が個人データを一切処理しないという状況は想起し難いかも)。また、AI 規則案には、例えばハイリスク AI の偏りを監視・検知・修正するために厳密に必要な範囲であれば GDPR 上はセンシティブデータとされる個人データの処理も許容されることを定める条項(AI 規則案 10 条 5 項)が存在するなど、

GDPR との調整規定も少なからず含まれていることに留意すべきと思われる。

4. おわりに

今回公表された AI 規則案は、初めて公表される案文であり、今後、欧州連合理事会及び欧州議会において更なる議論が重ねられる中で、法文の内容も大幅な修正を受ける可能性は高い。現状では、最終的な法文の発効は早くても 2022 年後半になると見込まれており、仮に最短で採択されたとしても、発効から施行開始までには 1~2 年程度の時間が設けられることが通例であることから、AI 規則の施行開始は早くても 2024 年以降になると見られている(GDPR の場合には、発効から施行開始までに 2 年の期間が設けられたところであり、今回公表された AI 規則案でも、発効の 24 ヶ月後から施行が開始されるとの定めがある(AI 規則案 85 条 2 項))。

AI 規則案には、既に様々な論評が寄せられており、特に今後の AI 技術の発展を阻害するものとして批判的に見る向きも少なくない。とはいえ、AI の急速な普及とそのことが社会へもたらす多大な影響に鑑みると、欧州の AI 規則案がグローバルスタンダードになるかどうかは措くとしても、中長期的には何らかの規制が各国法令あるいは国際的な枠組みの中で設定されていく可能性は高いと考えられる。実際、米国においては連邦取引委員会が AI の利用に関する勧奨事項を公表するなど⁵、AI 規制は世界的な関心を集めつつある。GDPR との関係でいえば、多くのオンラインサービスが、そう遠くない将来に個人データの処理と AI の利用の双方を伴うものになるであろうことも想像に難くないところであることからすると、事業者としては、遠からぬ将来に個人データ保護規制のみならず AI 規制にも対応する必要性が生じ得ることに留意すべきと思われる。欧州の AI 規則案を含め、今後とも各国の規制動向を注視していく必要があろう。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.suga@nishimura.com

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマー・ヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。



ふくしま あつなか
福島 惇央

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.fukushima@nishimura.com

2019年弁護士登録。2018年東京大学法学部卒業。各国の競争法、個人情報保護法制、関連政策動向等を踏まえたプラットフォーム規制に係る法的助言や、WTO 紛争手続における代理人活動、各国による措置の国際協定整合性に関する政府委託調査等の国際通商に関する業務に従事する。M&A 対応をはじめとするコーポレート業務も行う。

II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、五十嵐 チカ、菊地 浩之、菅 悠人、村田 知信

1. 日本

2021年4月23日、総務省、厚生労働省及び経済産業省は「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を公表した(総務省ウェブサイト)。個人の健康診断結果等を電子記録として本人や家族が把握するための民間 PHR (Personal Health Record) サービスを提供する民間事業者を対象に、法規制により遵守を求められている事項に加えて、適切な

⁵ https://www.ftc.gov/news-events/blogs/business-blog/2021/04/aiming-truth-fairness-equity-your-companys-use-ai?mkt_tok=MTM4LUVaTS0wNDIAAAF8j1peb01fDJ7CbFC1SwP2R5EHrMfDpT7NBciYO-CBo8RvxEJ2Pzf9q5XD_cD71Yghsubrb1tDKzRw4LuWWcWpwX7cP-snmOt7zQu8sW3tjiC0

PHR の利活用を促進するために遵守することが必要と考えられる事項を含めて提示している。

2. 韓 国

EU による十分性認定に向けた手続が進んでいる。本年の下半期には十分性認定が発効する見込みである。なお、この十分性認定は、個人情報保護委員会が監督する領域のみを対象とするため、金融委員会の監督領域に属している金融信用関連情報は、当該決定の対象とならない。

3. 中 国

- 2021 年 4 月 29 日、個人情報保護法(第二次草案)が公表され、2021 年 5 月 28 日までの間、意見募集手続が行われている。第一次草案については、[当事務所の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 10 月 27 日号](#)を参照されたい。

第一次草案からの主な変更点は、下記のとおりである。

- ① 個人情報処理者の個人情報処理の要件の修正
- ② 個人の同意撤回の要件の修正
- ③ 個人情報の中国国外への提供に対する要件の強化
- ④ 中国国外の司法機関又は執行機関への個人情報提供の要件の強化
- ⑤ 死亡者の個人情報に関する権利は近親者が行使する旨の条文を新設
- ⑥ 基礎インターネットプラットフォームを提供し、多数のユーザーを有し、業務類型が複雑である個人情報処理者の義務に関する条文の新設
- ⑦ 個人情報の処理の委託を受けた者に対する安全措置義務に関する条文の新設
- ⑧ 個人情報権利侵害行為の帰責原則を過失推定とすることを明確化

- 2021 年 4 月 29 日、データセキュリティ法(第二次草案)が公表され、2021 年 5 月 28 日までの間、意見募集手続が行われている。第一次草案については、[当事務所の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 8 月 27 日号](#)を参照されたい。

第一次草案からの主な変更点は、下記のとおりである。

- ① データの等級別、カテゴリ別の保護制度を規定
- ② ネットワーク安全等級別保護制度のデータ安全保護要求における基礎役割を強化
- ③ データ安全責任者及び管理機関に対する要求の調整
- ④ 重要データの国外への移動に関する管理規定及びそれに対応する法的責任の増設
- ⑤ データ処理関連サービスに対する資格要件の調整
- ⑥ 中国国外の司法機関又は執行機関に対するデータ提供の監督管理の強化
- ⑦ データ保護義務の不履行に対する法的責任の加重
- ⑧ データ取り調べに対し協力を拒否した場合の法的責任を明確化

- 2021 年 4 月 26 日、「モバイルインターネットアプリケーション個人データ保護管理暫定規定(意見募集稿)」が公表され、2021 年 5 月 26 日まで意見募集が行われている。

4. タ イ

2021 年 5 月 5 日、デジタル経済社会省は、すでに 2021 年 6 月まで全面施行が延期されていたタイ個人情報保護法の全面施行時期を 2022 年 6 月まで再延期することについて内閣からの承認が得られた旨を発表した。再延期の理由として、COVID-19 の感染拡大の中で、関連規則等が未だ検討途中であること、民間企業の内部体制の整備に十分な時間を確保する必要があること、財政的負担を軽減する必要があること等が挙げられている。

5. ケニア

- ・ ケニアの情報通信技術省(Ministry of ICT)は、2021年4月13日、2019年に制定されたデータ保護法(Data Protection Act, 2019)について、[①データ保護規則\(一般編\)](#)、[②データ保護規則\(データ管理者及びデータ処理者の登録編\)](#)及び[③データ保護規則\(コンプライアンス及び執行編\)](#)という三種類の規則案を公表し、パブリックコメントの募集を行った。
- ・ 上記①では、データ主体の権利の実行に関する手続やデータ管理者とデータ処理者の義務の内容等が定められ、上記③では、データ保護法に基づくデータ主体の権利の行使が申立てられた場合の手続きの他、データ管理者またはデータ処理者に適用される各種ルールに違反した場合の罰則等が定められている。
- ・ パブリックコメントは、募集期間の延長後、2021年5月11日で締め切られている。上記規則の施行時期等は未定であるが、データ保護法に基づく実務運用を具体化する一連の規則として同行が注目される。

6. トルコ

トルコデータ保護当局は、2021年4月3日、[Amazonトルコ法人二社\(Amazon Turkey Retail Services Co. Ltd.及び Amazon Turkey Management Support Services Co. Ltd.\)](#)により申請されていた個人データの域外移転の許可を認める判断を下した。同当局が個人データの域外移転を許可した最初の事例として注目される。

7. イスラエル

- ・ イスラエルのプライバシー保護庁(Privacy Protection Authority)は、2021年4月22日、「先進的支払手段」におけるプライバシーに関するポリシー・ドキュメントの最終版を公表した。同国における先進的支払手段の主流は、個人間の資金の移動及びスマートフォンまたは近距離無線通信(NFC)技術を使用した機器による商店等での支払である。ポリシー・ドキュメントは、こうした支払手段を通じて、利用者の行動分析を可能とする要配慮データが収集されている事実を踏まえ、プライバシー保護及びデータセキュリティの重大な問題が生じていると指摘する。そして、利用者のプライバシーを保護し、利用者に自己のデータをコントロールさせるため、以下のようなプライバシー保護法に基づく実務運用上の推奨事項を挙げている。

<プライバシーポリシー及び利用規約の記載事項>

- ・ アクセス許可の詳細及び効果等について、サービスの基本的な形態における提供のために必要な程度で理解可能な説明を含むこと(特にスマートフォンにダウンロードする際にこれらの説明が表示されること)
- ・ 個人データの開示・訂正等の権利の詳細に関する記載
- ・ サービスからの切断または利用終了のための申請様式、当該切断等による効果、当該切断等がなされた後におけるデータ利用の詳細

<同意の取得>

- ・ アクセス許可は、先進的支払手段の利用上義務的なものとされることなく、本人による能動的な選択(オプトアウト形式ではなくオプトイン形式)に委ねられること
- ・ 先進的支払手段において利用される技術が変更される都度の同意取得が必要



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.iwase@nishimura.com

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
a.matsumoto@nishimura.com

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.kawai@nishimura.com

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの越境移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



いがらし ちか
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
c.igarashi@nishimura.com

1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2020年米国 ACAMS 公認 AML スペシャリスト(CAMS)登録。2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部執務。金融機関を含む企業のコンプライアンス、ガバナンス、リスク管理、マネー・ロンダリング対策、国内外の各種規制および当局対応ならびに紛争対応を中心とし、顧客情報やデータ保護に関する企業の体制構築や事案対応も幅広く手掛ける。



きくち ひろゆき
菊地 浩之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kikuchi@nishimura.com

ソフトウェア開発会社勤務を経て、2003年弁護士登録、2009年カリフォルニア州弁護士登録。1995年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2008年ジョージワシントン大学ロースクール卒業(IP LL.M.)。2008年から2009年までロープスアンドグレイ法律事務所(ニューヨークオフィス)にて研修。IT 関連(インターネットにおける新規ビジネス、システム開発案件等)、個人情報保護法制、各種知的財産権に関するライセンス、知的財産権等の譲渡、M&A 取引を中心に取り扱う。個人情報に関しては、国内外のクライアントに国をまたぐ個人情報の移転等を中心にアドバイスを継続的に提供。第一種情報処理技術者。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.suga@nishimura.com

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマーヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。



むらた とも のぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 弁護士

to.murata@nishimura.com

2010年弁護士登録、2020年ニューヨーク州弁護士登録。2018年UCLAロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームであるBristows LLPに出向。2019年から2020年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのデータ保護等のIT関連規制やIT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@nishimura.com URL: <https://www.nishimura.com>